

平成 20 年 5 月 8 日
広島県報定期第 35 号別冊

漁業法第 11 条の規定に基づく 免許の内容たるべき事項など

(区 画 漁 業 権)

平成 20 年広島県告示第 471 号の別冊 5 冊のうち 5

福山市 海面

免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

存続期間 免許の日から
平成 25 年 8 月 31 日まで

申請期間 平成 20 年 5 月 8 日から
平成 20 年 7 月 7 日まで

1 公示番号 区第397号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市田尻町地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 田尻町田尻漁港東側防波堤外側付け根から南西（防波堤突端）へ14メートルの所

〃 2 福山市水呑町と田尻町との海岸線における境界

ア 1から福山市走島町走島東端を見通す線上2,350メートルの所

イ 〃 600メートルの所

ウ 2から福山市走島町袴島の高を見通す線上250メートルの所

エ 〃 2,000メートルの所

3 地元地区 福山市田尻町

1 公示番号 区第398号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市水呑町竹ヶ端地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアの5直線によって囲まれた区域

基 点 1 水呑町竹ヶ端突端

ア 1から60度310メートルの所

イ 〃 80度390メートルの所

ウ 〃 110度280メートルの所

エ 〃 117度240メートルの所

オ 〃 110度110メートルの所

3 地元地区 福山市水呑町、箕島町、千代田町、西新涯町

1 公示番号 区第399号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
----------	-----	-----

第3種区画漁業 あさり養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市田尻町地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域

基 点 1 田尻町田尻漁港南側埋立地南西角（階段上部北西角）
基 点 2 1から護岸沿い南へ274メートルの所（スベリ北側護岸付け根）
基 点 3 2から護岸沿い南へ192メートルの所（電柱基礎北東角）

ア 基点1から121度45分37メートルの所
イ // 140度30分109メートルの所
ウ 基点2から63度50分107メートルの所
エ // 84度45分158メートルの所
オ 基点3から103度50分155メートルの所
カ // 103度50分25メートルの所

3 地元地区 福山市田尻町

1 公示番号 区第400号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市走島町走島神原地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域

基 点 1 走島神原の端
// 2 // 軍艦石
// 3 // 小山の鼻

ア 1から走島町鴻の石灯台を見通す（334度）線上300メートルの所
イ // 福山市箕島町箕沖埋立地南角を見通す（357度30分）線上900メートルの所
ウ 2から箕沖埋立地東角を見通す（1度30分）線上880メートルの所
エ // 岡山県笠岡市北木島高山鼻を見通す（70度）線上850メートルの所
オ 3から笠岡市梶子島の高を見通す（50度）線上600メートルの所
カ // 200メートルの所

- キ 2から梶子島南端を見通す(58度)線上380メートルの所
- 3 地元地区 福山市走島町
- 1 公示番号 区第401号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年3月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 福山市走島町走島南浦, 金山鼻地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キアを結んだ7直線
 によって囲まれた区域
- 基 点 1 走島走島漁港(唐船地区)北側防波堤突端
- 〃 2 〃 金山鼻南端
- 〃 3 〃 走島漁港(浦友地区)南側防波堤南側付け根
- 〃 4 〃 鶴の糞の端
- ア 1から走島町袴島南端を見通す(51度)線上380メートルの所
- イ 〃 530メートルの所
- ウ 2から岡山県笠岡市大飛島南西端を見通す(91度)線上600メー
 トルの所
- エ 〃 六島の高を見通す(118度)線上900メー
 トルの所
- オ 4から走島町宇治島火打石の鼻を見通す(173度)線上1,600メー
 トルの所
- カ 3から火打石の鼻を見通す(141度)線上730メートルの所
- キ 2から大飛島南西端を見通す(91度)線上150メートルの所

- 3 地元地区 福山市走島町
- 1 公示番号 区第402号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年3月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 福山市走島町加治屋島地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キアを結んだ7直線
 によって囲まれた区域。ただし, 海底電線の保護区域を除く。
- 基 点 1 加治屋島北端

〃	2	走島町走島走島漁港（本浦地区）西防波堤北西角	
〃	3	〃 出崎の鼻	
〃	4	〃 鵜の糞の鼻	
ア		1 から福山市鞆町鞆港東側防波堤突端を見通す（306 度）線上 540	
		メートルの所	
イ		〃	140
		メートルの所	
ウ		2 から鞆町津軽島南端を見通す（292 度）線上 700 メートルの所	
エ		3 から加治屋島（南側の島）西端を見通す線上 650 メートルの所	
オ		〃	310 メートルの所
カ		4 から福山市内海町当木島南端を見通す（266 度）線上 900 メートルの所	
キ		〃 福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す（291 度）線上 1,770 メートルの所	

3 地元地区 福山市走島町

1 公示番号 区第403号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	福山市走島町袴島地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とオカ、カキ、キク、クケ、ケオを結んだ5直線によって囲まれた区域

基 点	1	袴島北端	
〃	2	〃 南端	
〃	3	〃 北西端	
ア		1 から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す（14 度）線上 150 メートルの所	
イ		2 から笠岡市大飛島の高を見通す（113 度）線上 150 メートルの所	
ウ		〃 走島町走島金山鼻南端を見通す（213 度）線上 150 メートルの所	
エ		3 から福山市沼隈町阿伏兎南端を見通す（275 度）線上 240 メートルの所	
オ		1 から稲積島西端を見通す（14 度）線上 1,250 メートルの所	
カ		2 から大飛島の高を見通す（113 度）線上 1,150 メートルの所	

- キ // 162度 680メートルの所
- ク 3から阿伏兎南端を見通す(275度) 線上 430メートルの所
- ケ // 福山市田尻町明神鼻を見通す(317度) 線上 1,050メートルの所

3 地元地区 福山市走島町

1 公示番号 区第404号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-------|------------------|
| 第1種区画漁業 | のり養殖業 | 10月1日から翌年3月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市走島町宇治島地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケ, ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域

基 点 1 宇治島火打石の鼻

// 2 // 大釜の端

// 3 // 東端

// 4 // 南東端

ア 1から走島町走島鵜の糞の鼻を見通す(317度) 線上 180メートルの所

イ // 1,040メートルの所

ウ 3から走島町袴島南端を見通す(357度) 線上 980メートルの所

エ // 岡山県笠岡市六島西端を見通す(103度30分) 線上 950メートルの所

オ 4から香川県三豊市託間町箱室浜北端を見通す(118度) 線上 1,080メートルの所

カ // 観音寺市円上島の高を見通す(185度) 線上 500メートルの所

キ // 150メートルの所

ク 3から観音寺市伊吹島東端を見通す(166度) 線上 550メートルの所

ケ // 六島西端を見通す(103度30分) 線上 160メートルの所

コ 2から笠岡市大飛島西端を見通す(46度) 線上 130メートルの所

3 地元地区 福山市走島町

1 公示番号 区第405号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市沼隈町能登原小桜地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 沼隈町能登原(有)岩船水産栈橋西側付け根から護岸沿い南西へ5メートルの所

〃 2 〃 千年漁業協同組合敷地東角から護岸沿い南西へ9.5メートルの所

ア 1から沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上130メートルの所

イ 〃 50メートルの所

ウ 2から沼隈町能登原本谷川河口左岸角を見通す線上50メートルの所

エ 〃 130メートルの所

3 地元地区 福山市沼隈町

1 公示番号 区第406号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市沼隈町草深茂美島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 茂美島グリーン場架台東側付け根(護岸との交点)

〃 2 〃 船だまり防波堤西側付け根から防波堤沿い南東へ50メートルの所(付け根から1番目の曲がり角)

ア 1から福山市内海町矢ノ島埋立地西角を見通す線上180メートルの所

イ 〃 85メートルの所

- ウ 2から矢ノ島の西側の鼻北端を見通す線上 40メートルの所
 エ //
- 3 地元地区 福山市沼隈町
- 1 公示番号 区第407号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年4月30日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 福山市内海町当木島地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 当木島西側中の鼻
 ア 1から尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻を見通す線上 300メートルの所
 イ //
- ウ 向島町高見山の高を見通す線上 400メートルの所
 //
- ウ 百島彦崎の鼻を見通す線上 300メートルの所
 //
- エ 100メートルの所
 //
- オ 梶ノ鼻を見通す線上 100メートルの所
- 3 地元地区 福山市内海町横島
- 1 公示番号 区第408号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 福山市内海町田島横田漁港地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 田島横田漁港東側防波堤突端
 //
- 2 1から防波堤沿い東へ100メートルの所
 //
- ア 1から田島西端を見通す線上 300メートルの所
 //
- イ 400メートルの所
 //
- ウ 2から339度400メートルの所
 //
- エ 300メートルの所
- 3 地元地区 福山市内海町横島

1 公示番号 区第409号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町横島小入僧地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 横島小入僧の南鼻

〃 2 〃 手の型岩北端

ア 1から内海町田島高山の高を見通す線上50メートルの所

イ 〃 150メートルの所

ウ 2から高山の高を見通す線上150メートルの所

エ 〃 50メートルの所

3 地元地区 福山市内海町横島

1 公示番号 区第410号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年2月20日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町田島番川原, 大浦地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キクを結ぶ7直線とクアを距岸80メートルで結んだ線によって囲まれた区域

基 点 1 田島番川原の小川河口右岸角

〃 2 〃 賽の神の西鼻

〃 3 〃 船津の小川河口中央

〃 4 〃 福山西警察署田島駐在所前のスベリ中央

〃 5 〃 大浦川河口左岸角(大浦の船だまり防波堤西側付け根から護岸沿い西へ67メートルの所)

ア 1から尾道市片平礁の灯台を見通す線と距岸80メートルの線との交点

イ 〃 線上200メートルの所

ウ 2から片平礁の灯台を見通す線上200メートルの所

エ 3から尾道市百島北東端を見通す線上200メートルの所

オ 4から福山市沼隈町クリクワゾワイを見通す線上200メートルの所

- 所
- カ 5 から内海町大が瀬灯台を見通す線上 250 メートルの所
- キ // 130 メートルの所
- ク 4 からクリクワゾワイを見通す線と距岸 80 メートルの線との交点
- 3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第 4 1 1 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-------|-------------------------|
| 第 1 種区画漁業 | のり養殖業 | 9 月 20 日から翌年 2 月 20 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町田島天満地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ 6 直線によって囲まれた区域

基 点 1 田島大浦物揚場埋立地南東角

// 2 // 天満川河口左岸角

// 3 // 旧幸崎フェリー発着場防波堤北側付け根から西へ 2 番目の階段スベリ東側付け根から護岸沿い東へ 38 メートルの所

ア 1 から内海町大が瀬灯台を見通す線上 60 メートルの所

イ // 200 メートルの所

ウ 2 から福山市沼隈町大越の船だまり北側尾根の送電線鉄塔を見通す (348 度 30 分) 線上 200 メートルの所

エ 3 から沼隈町常石造船所東端のドック東側ウインチ置場南角を見通す線上 200 メートルの所

オ //

// 60 メートルの所

カ 2 から大越の船だまり北側尾根の送電線鉄塔を見通す (348 度 30 分) 線上 60 メートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第 4 1 2 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-------|-------------------------|
| 第 1 種区画漁業 | のり養殖業 | 9 月 20 日から翌年 2 月 20 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町田島牛ノ首地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ 6 直線によって囲まれた区域

基 点 1 田島牛ノ首北西端
" 2 1 から海岸沿い南へ 100 メートルの所
ア 1 から福山市沼隈町岩船の鼻を見通す線上 200 メートルの所
イ " 100 メートルの所
ウ " 314 度 140 メートルの所
エ 2 から田島釜谷川河口中央を見通す線上 150 メートルの所
オ " 300 メートルの所
カ 1 から 306 度 310 メートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第 4 1 3 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 20 日から翌年 2 月 20 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町矢ノ島地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

基 点 1 矢ノ島西端
" 2 " 北端
ア 1 から 320 度 210 メートルの所
イ " 334 度 290 メートルの所
ウ 2 から 50 度 210 メートルの所
エ " 78 度 150 メートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第 4 1 4 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 20 日から翌年 2 月 20 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町田島小箱地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

基 点	1	田島馬場崎南の三叉路の北側交点前護岸点から護岸沿い南へ 92 メートルの所
〃	2	〃 箱崎漁港北側防波堤北側付け根から護岸沿い北へ 103 メートルの所
ア		1 から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上 20 メートルの所
イ		〃 120 メートルの所
ウ		2 から福山市走島町走島南西端を見通す(106 度 30 分)線上 120 メートルの所
エ		〃 20 メートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第415号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町田島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コアを結んだ10直線によって囲まれた区域

基 点	1	3 から海岸沿い西へ 550 メートルの所
〃	2	〃 400 メートルの所
〃	3	田島獅子落の鼻
〃	4	〃 鼻ぐりの鼻
〃	5	〃 二本松の鼻
〃	6	7 から海岸沿い西へ 100 メートルの所
〃	7	田島日和山の鼻
ア		1 から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線上 900 メートルの所
イ		2 から上島町高井神島西端を見通す線上 500 メートルの所
ウ		〃 250 メートルの所
エ		3 から上島町江の島西端を見通す線上 250 メートルの所
オ		4 から香川県観音寺市円上島東端を見通す線上 250 メートルの所
カ		5 から円上島東端を見通す線上 250 メートルの所
キ		7 から円上島東端を見通す線上 250 メートルの所
ク		6 から円上島東端を見通す線上 500 メートルの所

ケ 4から円上島東端を見通す線上 950メートルの所
コ 3から江の島西端を見通す線上 850メートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第416号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町横島巳の浜地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域

基 点 1 横島越後の鼻東側のコンクリート護岸西端から海岸沿い南西へ70メートルの所(テトラポッド防波堤の東側付け根)

〃 2 〃 巳の浜西の鼻の突端

〃 3 〃 地藏鼻東端

ア 1から愛媛県越智郡上島町江の島東端を見通す線上150メートルの所

イ 2から上島町百貫島灯台を見通す線上50メートルの所

ウ 3から上島町魚島西端を見通す線上50メートルの所

エ 〃 500メートルの所

オ 2から百貫島灯台を見通す線上500メートルの所

カ 1から江の島東端を見通す線上400メートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第417号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市沼隈町阿伏兔地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域

基 点 1 沼隈町阿伏兔観音石

〃 2 〃 垂れ水の鼻

〃 3 〃 と福山市鞆町との海岸線における境界(大石)

- ア 1 から香川県観音寺市円上島西端を見通す線上 100 メートルの所
- イ //
- ウ 2 から愛媛県越智郡上島町江の島西端を見通す線上 360 メートルの所
- エ 3 から円上島西端を見通す線上 500 メートルの所
- オ //
- カ 2 から円上島西端を見通す線上 100 メートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第418号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-------|-----------------|
| 第1種区画漁業 | のり養殖業 | 9月20日から翌年2月末日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 福山市鞆町平地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域。ただし、鞆町津軽島の距岸10メートルの区域を除く。

- 基 点 1 鞆町狐崎
- // 2 // 玉津島西端
- // 3 // 津軽島南端

- ア 1 から 157 度 30 分 500 メートルの所
- イ //
- ウ 2 から沖のハチカサの瀬灯台を見通す線上 100 メートルの所
- エ //
- オ 3 から沖のハチカサの瀬灯台を見通す線上 300 メートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第419号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 福山市内海町田島横田漁港地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 横田漁港東側防波堤突端

- 〃 2 1 から防波堤沿い東へ 100 メートルの所
- ア 1 から田島西端を見通す線上 150 メートルの所
- イ 〃 300 メートルの所
- ウ 2 から 339 度 300 メートルの所
- エ 〃 150 メートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第420号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 福山市内海町田島内浦地先
 漁場の区域 次のオア, アイ, イウ, ウエを結んだ4直線とエオを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 基 点 1 | 田島旧幸崎フェリー発着場南側駐車場の南側付け根 |
| 〃 2 | 1 から護岸沿い南へ 270 メートルの所 |
| 〃 3 | 田島黒越鼻西側付け根の護岸内角から護岸沿い北へ 56 メートルの所 |
| 〃 4 | 〃 東端 |
| ア | 1 から 3 を見通す線と 2 から田島牛ノ首北端を見通す線との交点 |
| イ | 2 から牛ノ首北端を見通す線上 750 メートルの所 |
| ウ | 4 から田島白橋の南の鼻を見通す線上 130 メートルの所 |
| エ | 〃 線と距岸 50 メートルの線との交点 |
| オ | 3 から 1 を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点 |

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第421号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 福山市内海町田島牛ノ首地先
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ6直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 2 から海岸沿い北へ 78 メートルの所
 // 2 牛ノ首南端（石垣護岸の北端）
 // 3 田島箱崎漁港（寺山地区）西埋立地西親水護岸上端南西角から護岸沿い北東へ 64 メートルの所
 ア 1 から田島釜谷川河口中央を見通す線上 150 メートルの所
 イ 2 から田島黒越鼻を見通す（251 度 30 分）線上 200 メートルの所
 ウ // 130 メートルの所
 エ 3 から黒越鼻の登山道入口を見通す線上 80 メートルの所
 オ // 420 メートルの所
 カ 1 から釜谷川河口中央を見通す線上 300 メートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第 4 2 2 号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第 1 種区画漁業 魚類小割式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町矢ノ島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ 4 直線とオアを距岸 20 メートルで結んだ線によって囲まれた区域

- 基 点 1 内海町田島箱崎漁港（寺山地区）東埋立地東護岸の防波堤西側付け根
 // 2 // 馬場崎の西側県道の坂の起点前護岸のくびれから護岸沿い北西に 8 メートルの所
 // 3 // 北端（旧護岸南角）
 ア 1 から矢ノ島東端を見通す線と距岸 20 メートルの線との交点
 イ // 線上 140 メートルの所
 ウ 3 から矢ノ島北端を見通す線上 230 メートルの所
 エ // 30 メートルの所
 オ 2 から福山市沼隈町岩船の鼻を見通す線と距岸 20 メートルの線との交点

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第 4 2 3 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	11月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市鞆町，沼隈町，内海町地先

漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 沼隈町阿伏兎観音石から護岸沿い東へ150メートルの所

〃 2 鞆町狐崎

ア 1から159度30分4,000メートルの所

イ 〃 2,500メートルの所

ウ 2から157度2,210メートルの所

エ 〃 158度3,730メートルの所

3 地元地区 福山市内海町